

児童相談体制強化に向けた取組

平成31年1月25日

東京都福祉保健局

1 児童相談所の体制強化① ～平成30年度の緊急対策～

- 任期付職員採用制度を活用し、児童福祉司・児童心理司を緊急増員(12月)
- 児童福祉司や一時保護所職員の業務を補助する非常勤職員を増員(11月)

《職員定数》

(単位:人)

区分	27年度	増員状況			30年度末
		28年度	29年度	30年度	
児童福祉司	209	18	23	36 (23+13)	286
児童心理司	78	13	13	19 (13+6)	123
児童福祉司等の業務を補助する主な非常勤職員	121	25	11	40 (18+22)	197

※下線部は今回の対策による追加増員

児童福祉司や児童心理司の増員により、児童虐待への対応力を更に強化

1 児童相談所の体制強化② ～平成31年度～

- 児童相談体制の更なる強化を図るため、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門課長の増員により、人材育成体制も強化
- 一時保護所の児童定員の拡大及び児童の円滑な受入れや心理ケアの充実を図るなど、24時間365日児童を見守る体制を強化

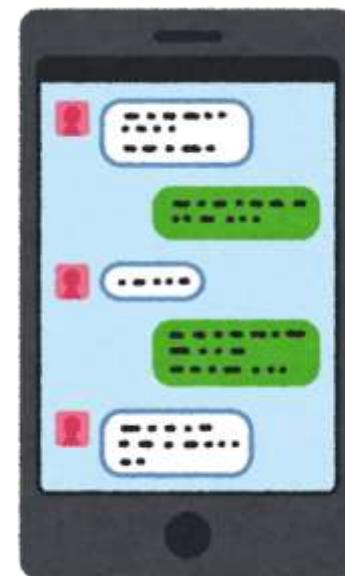
《職員定数》

(単位:人)

区分	30年度	増員数	31年度
児童福祉司	286	29	315
児童心理司	123	18	141
専門課長(福祉・心理)	4	2	6
一時保護所	157	16	173

2 LINE相談の実施

- 昨年11月、児童虐待防止推進月間にあわせて、子供や保護者になじみのあるLINEを活用した相談窓口を試行的に開設
- 実施概要(※詳細は、都ホームページに公表)
 - [実施期間] 平成30年11月1日(木)～11月14日(水)
 - [実施時間] 平日 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時
 - [対象] 都内在住の子供・保護者
 - [友達登録数] 989人
 - [相談者実数] 375人
- 相談対応件数は全体で576件(保護者から277件、子供から65件、不明・その他234件)、うち、児童相談所に対応を引き継いだものは8件。
- 今後、検証を行った上で、来年度からの本格実施を予定。



3 警視庁との情報共有範囲の拡大

○ 警視庁との協定を見直し、情報共有の範囲を拡大

《児童相談所が警察に提供する虐待情報》

旧協定	新協定
身体的虐待で一時保護した児童が家庭復帰した事案	1 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待のうち、支援継続中の事案 2 48時間以内に安全確認ができない事案 3 都以外からケース移管された事案・都以外へケース移管した事案

新協定により、虐待に該当しないケースや児童相談所の助言指導で終了したケースを除き、リスクが高いと考えられるケースは全て共有

※29年度と30年度の月別
情報提供件数の比較

- 平成30年10月から運用開始
- 情報提供範囲の拡大により、警察への提供件数が倍程度増加
- このほか、警察からの児童通告や、日々の連携により緊密に情報共有

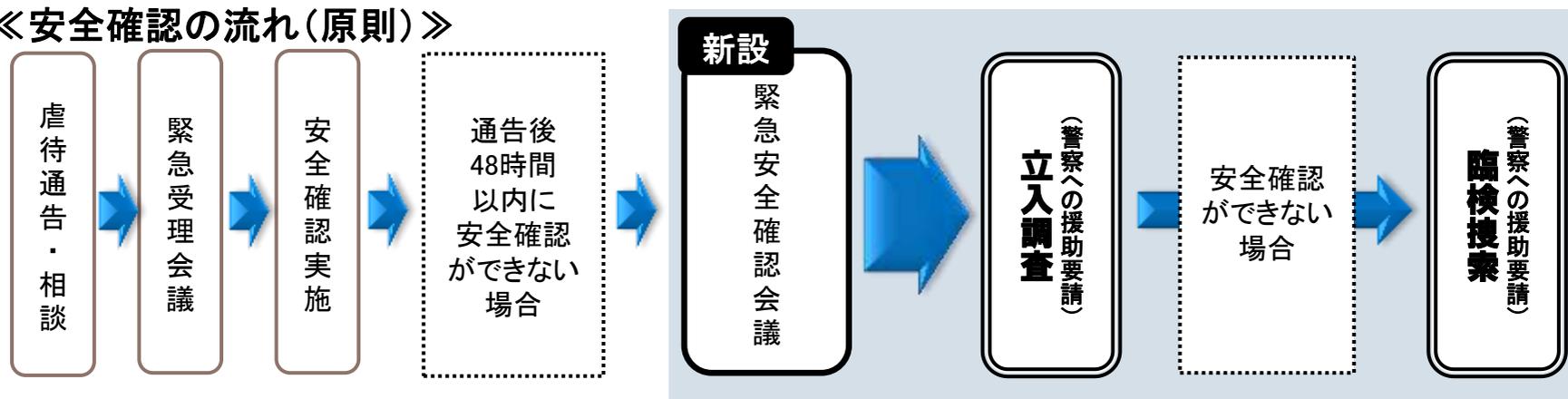
区分	10月	11月	12月
旧協定	36	48	55
新協定	82	90	120

4 安全確認行動指針の策定

- 児童の安全確認をより適切に行えるよう、安全確認の手法や、立入調査等を行う判断基準を『安全確認行動指針』として明確化

【特徴】 通告後48時間以内に安全確認ができない場合、緊急安全確認会議を開催その後、原則、立入調査等を実施

《安全確認の流れ(原則)》



- 平成30年10月から運用開始
- 指針の徹底により、児童相談所における安全確認体制を強化

5 区市町村の子供家庭支援センターへの支援の充実

- 区市町村が設置する子供と家庭に関する総合相談窓口である「子供家庭支援センター」に対する新たな財政支援策を平成31年度から開始

[実施内容]

<主任虐待対策ワーカー配置促進>

虐待相談や課題のある家庭への訪問支援等を行う「虐待対策ワーカー」について、経験豊富な職員（勤続満3年以上）の職員を配置する場合の財政支援を実施

<要保護児童対策地域協議会の活性化>

地域の児童に関わる関係機関間の会議である「要保護児童対策地域協議会」の円滑な開催を図るため、会議開催に向けた事務を行う事務職員の配置を支援

<地域の相談対応力の強化>

共働き家庭等のニーズに対応するため、平日の夕方以降又は土日における子供家庭支援センターの相談体制の確保を支援

6 母子保健施策及び社会的養護施策の充実

(1) 母子保健施策の充実

- 悩みを抱える妊婦が区市町村等の支援につながるよう、妊娠相談ほっとラインの取組内容を強化するとともに、相談の受付時間を拡大(日曜日の受付を開始)し、元日を除く通年対応を実施<受付時間:月~日曜日、10~22時>【31年度拡充】
- 妊娠届出時の情報を分析し、各人に合った「子育てスキル」を開発し、子育て家庭に提供する研究事業を実施【31年度新規】

(2) 社会的養護施策の充実

- 里親の登録家庭数の拡大を図るため、普及啓発の取組を強化【31年度拡充】
- 乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家族等からの子育てに関する相談を実施【31年度新規】
- 児童養護施設等の人材の確保・定着を図るため、運営する事業者が、職員用の宿舎を借り上げた場合に、その経費を補助【31年度新規】

7 全庁一丸となった虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待の未然防止・早期発見に係る取組

- 「虐待に気づくためのチェックリスト」を作成・配布し、都庁全職員及び関係機関等に虐待が疑われる場合の通告について周知(全局)

【周知先】

保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、PTA、学童クラブ、病院、商店街、都営交通 等

- 都立病院の医療スタッフによる育児相談、医療機関のネットワークを活用した虐待を早期発見するためのノウハウの共有化(病院経営本部)

(2) 児童虐待防止の普及啓発

- 各種イベントや講習会等で児童虐待防止のチラシやリーフレットを配布(全局)
- 「東京動画」やTwitter、「大東京防犯ネットワーク」を活用した普及啓発(生活文化局、青少年・治安対策本部)
- 集合住宅等を管理する業界団体を通じた普及啓発(都市整備局)

(3) 児童相談所の調査への協力

- 都営住宅・公社住宅や都営交通が保有する情報の提供(都市整備局、交通局)

(4) 児童虐待防止等に関する条例の検討

- 児童福祉審議会における外部の有識者による議論や平成30年3月の虐待死事例の検証結果、パブリックコメント、区市町村との意見交換等を踏まえ、検討(福祉保健局)
＜平成31年第一回都議会定例会に提出予定＞